

MAC通信

人と企業のトータルブレーン

令和 5 年 9 月 14 日 第 152 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン
M A C 税 理 士 法 人
M A C 社 労 士 事 務 所
TEL 06-6359-8812
FAX 06-6359-8799
HP <http://www.mac-8812.co.jp>
E-mail [jimuso@mac-8812.co.jp](mailto:jimusyo@mac-8812.co.jp)

インボイス制度のご準備はお済みですか
～ 10月からのインボイス制度への対応～

I. インボイス登録事業者の法人・個人の方々

(1) 売上 (請求書・納品書・領収書等の作成)

- ① アルファベット「T」ではじまる登録番号の記載
- ② 取引金額は税抜金額で記載して小計を表示
- ③ 「消費税10%」を明記する

(2) 仕入・外注・経費 (受け取った請求書・納品書・領収書)

- ① アルファベット「T」ではじまる登録番号の有無を確認
→ ○ 記載あり — 通常の課税仕入
→ × 記載なし — 免税事業者であれば消費税は
8割しか控除できません

II. インボイス登録をされていない法人・個人の方々は
従前通りの処理を続けて下さい

※ ご不明な点は当社までご連絡下さい